

令和2年那審第20号

裁 決  
交通船A乗揚事件

受 審 人 a  
職 名 A船長  
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官甲斐繁利出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和2年6月14日17時25分

沖縄県大浦湾

2 船舶の要目

船 種 船 名 交通船A

総 ト ン 数 11トン

登 録 長 10.63メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 428キロワット

### 3 事実の経過

Aは、平成3年10月に進水した、船体中央に操舵室を設けたFRP製交通船で、操舵室内中央前部にレーダー及びGPSプロッターが、同室右前部に操舵輪がそれぞれ取り付けられ、その後方に椅子を備え、a受審人及び甲板員1人が乗り組み、海上警備業務に当たる警備員12人を乗せ、同警備員交替要員搬送の目的で、船首0.5メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、令和2年6月14日16時20分沖縄県国頭郡金武町浜田の船溜まりを発し、大浦湾の同県汀間漁港南方沖合の工事現場に向かった。

ところで、a受審人は、平成6年に小型船舶操縦士の免許を取得後、交通船などで約2年間船長職を執り、令和2年5月にA社に移り、別の交通船に15回ほど、その後Aに2回乗り、警備員を大浦湾の工事現場に搬送していたので、同湾内高墓埼西方沖合の水深や浅所の位置は承知していた。

a受審人は、離岸後大浦湾に向けて北上し、17時17分高墓埼灯台から169度（真方位、以下同じ。）1,730メートルの地点で、針路を322度に定め、速力を10.0ノット（対地速力、以下同じ。）として、手動操舵によって進行した。

a受審人は、椅子に腰掛けた姿勢で続航中、17時24分高墓埼灯台から270度1,020メートルの地点に達し、西日で前方が見えにくくなったことから、GPSプロッターで警備員の交替地点を確認するため、右手で舵輪を持ったまま、左手で表示を3海里レンジから0.75海里レンジに切り替える操作をしていたとき、僅かに右舵が取られ、緩やかに右転を始めた。

a受審人は、17時24分少し過ぎ高墓埼灯台から271度1,020メートルの地点に至ったとき、緩やかに右転しながら高墓埼

西方沖合の浅所に向かって接近する状況であったが、GPSプロッターを操作することに気をとられ、周囲の状況や高墓埼灯台の方位を確認するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

a 受審人は、その後も緩やかに右転しながら進行し、17時25分高墓埼灯台から286度1,160メートルの地点において、Aは、355度を向いたとき、原速力のまま、高墓埼西方沖合の浅所に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力3の西南西風が吹き、潮候は下げ潮の末期に当たり、視界は良好であった。

乗揚の結果、船底外板に破口を、両舷プロペラ翼及び同軸に曲損を生じ、のち廃船処分となり、警備員7人が頸椎捻挫等をそれぞれ負った。

#### (原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、大浦湾において、警備員の交替地点に向けて航行する際、船位の確認が不十分で、高墓埼西方沖合の浅所に向かって緩やかに右転しながら進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、大浦湾において、警備員の交替地点に向けて航行する場合、高墓埼西方沖合の浅所の位置を承知していたのだから、乗り揚げることのないよう、周囲の状況や高墓埼灯台の方位を確認するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、GPSプロッターを操作することに気をとられ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、高墓埼西方沖合の浅所に向かって緩やかに右転していることに気付かないまま進行して同浅所への乗揚を招き、船体等に損傷を生じさせ、警備員7人を負傷させるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 箇月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 3 年 7 月 8 日

門司地方海難審判所那覇支所

審判官 大 北 直 明